

4 人・地域 ～誇りを持ち夢の実現に挑戦する北の大地・北海道

(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築

【地域で互いに支え合うまちづくりの推進】

■地域の主体的な集落対策の取組支援

- 人口減少や高齢化の進行により、コミュニティ活動や地域産業の担い手の確保などが困難となってきたことから、集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落を支える人材の育成、集落問題に関する研究会や地域の課題解決を支援するための相談会などの開催、生活支援等の取組の普及など、地域の主体的な取組を支援します。

■ボランティア活動の促進

- 地域の課題解決に向けて主体的に参画する人材を育成するため、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制を整備するとともに、ボランティアコーディネーターや青少年リーダーの養成などを図り、地域ぐるみのボランティア活動を促進します。

■良質な住宅の供給と既存ストックの活用の推進

- 北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅である「北方型住宅」を普及推進します。また、良質な住まいを安心して取得し、維持管理できる環境の形成のため、一定の技術水準を有する道内の住宅事業者を登録し、その情報を消費者へ分かりやすく表示する「きた住まいる」を普及推進します。
- 既存住宅ストックを有効活用し、循環型の中古住宅市場を形成するため、性能向上リフォームを推進するとともに、質の高い中古住宅流通の促進に取り組みます。

■地域の拠点形成などによる利便性の向上の促進と地域コミュニティの再構築

- 公営住宅などの建替に当たっては、生活支援施設や交流施設との併設や、地域に必要な高齢者福祉・子育て支援サービスとの連携により、地域住民が安心して暮らせる住環境づくりを進めます。
- コミュニティの再構築といった地域の課題に対応するため、市町村などと連携して、道営住宅の整備及び活用を図ります。

■空き家等対策の推進

- 空き家等の活用の促進や市町村の取組への支援、所有者等への意識啓発のため、令和2年度(2020年度)に見直しを行った「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、空き家情報バンクの運営、空き家相談会、ガイドブックの配布などの取組を推進します。

■美しい景観のくにつくり

- 北海道にふさわしい景観づくりを進めるため、「北海道景観条例」及び「北海道景観形成ビジョン」に基づき、景観づくりに関する普及啓発や支援、景観に配慮した公共施設の整備などの総合的な施策を推進します。
- 地域の自然や歴史、文化が織りなす個性豊かな景観づくりを推進します。
- 街並みや自然環境など、周辺環境と調和した良好な広告景観の誘導を促進するとともに、屋外広告物について、必要な規制を行い、安全性の確保を図ります。
- 道有施設の整備に当たっては、地域固有の気候や風土、環境と調和した魅力ある景観づくりに寄与するため、プロポーザル方式を導入するなど豊かな創造性と高い技術力を取り入れ、永く地域に親しまれる公共建築物づくりを推進します。

■ユニバーサルデザインのまちづくり

- バリアフリー化を推進するため、交通結節点機能強化や接続する道路網の歩行空間整備及び無電柱化への取組を進めます。
- 高齢者や障がいのある方々を含めた全ての人が健康づくりや余暇活動を行えるバリアフリー化された都市公園の整備を行います。

■コンパクトなまちづくり

- 本道の都市計画の対応方向や決定方針などを示した「北海道都市計画マスタープラン」の推進を図るとともに、これに基づき策定した「整備、開発及び保全の方針」に即し、土地の合理的利用や都市施設の配置などを、一体的・総合的に都市計画として定めます。
- 地域に応じた中心市街地の活性化やまちなか居住の推進等に必要な施設の基盤整備を図るため、市街地再開発事業等を推進します。
- 空洞化が進む中心市街地活性化促進のため、市町村の創意工夫による主体的な取組を支援します。
- 安心して住み続けられる地域づくりに向けた住宅の供給を図るため、公営住宅などを利便性の高いまちなかへ再配置する移転集約再編などにより、まちなか居住やコンパクトなまちづくりを推進します。
- 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを実現するため、交通拠点へのアクセス道路や都市の目抜き通り等の整備を推進します。

■「北の住まいるタウン」の推進

- ・誰もが安心して心豊かに暮らし続けられる北海道を目指し、コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環及び生活を支える取組を一体的に進める「北の住まいるタウン」を推進します。

■地域力の向上を担う人材の育成

- ・地域力の向上を図るため、市町村職員、NPOや団体職員等の地域リーダーの育成に取り組みます。

■北海道立市民活動促進センターの取組

- ・道民による市民活動を促進するため、NPOに関する情報の収集・提供や市民活動に関する相談対応、NPO活動を担う人材の育成などを行います。

■住民との協働による社会資本の維持管理

- ・住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、地域の生活道路などの身近な社会資本については、地域住民が自主的に清掃や美化活動を行うなどの取組を促進します。

【居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進】

■良好な居住環境の維持向上と住まいづくりによる地域再生

- ・北海道への移住を促進するため、移住希望者に対する住宅関連情報の提供等を進めます。

■本道への移住・交流の促進

- ・全国組織「移住・交流推進機構（JOIN）」や「（一社）北海道移住交流促進協議会」等との連携を強化し、移住関連情報の発信などに取り組みます。
- ・平成28年度（2016年度）、東京に開設した移住の総合相談窓口「北海道ふるさと移住定住推進センター」において、「しごと」「住まい」「暮らし」などきめ細かな相談対応及び情報発信を行います。
- ・関係人口を創出・拡大するため、道内外の企業等を対象に道内各地における休暇を兼ねた観光地などでの勤務、いわゆる「北海道型ワーケーション」の普及・展開を図ります。
- ・首都圏の若者等に本道の魅力を感じていただくため、道内で活躍されている方をゲストとして招き、楽しみながら交流できる場を設けるとともに、関係性をさらに深めるためSNSを活用したネットワークを普及・拡大するなど、将来的な移住関心層の掘り起こしを図ります。
- ・移住希望者が必要とする「しごと」「住まい」「暮らし」情報を一元的に収集し、提供するため、関係団体等で構成する連携会議を開催します。

■地域の活性化に向けて活動する人材の育成・確保

- ・地域の活性化や都市部からの移住・定住に向けて、地域おこし協力隊をはじめとする、地域で活動する人材の育成・確保や定住・定着に向けた市町村の取組の支援を行います。

■全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進

- ・市町村による全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」づくりの取組と連携し、誰もが居場所と役割を持ち活躍できるコミュニティづくりの支援に取り組みます。

■道外からのU・Iターンの促進

- ・東京圏からのU・I・Jターンによる新規就業を促進するため、移住支援金を交付する市町村に対して補助するとともに、移住支援金対象法人を掲載するマッチングサイトを運営します。
- ・道外学生の道内就職を促進するため、道外大学就職担当者に道内企業を紹介する説明会を開催するほか、大学主催の就職相談会へ参加し、学生に就職情報を提供するなど、大学との連携を強化します。
- ・地域企業の人材ニーズを切り出し、副業・兼業等の多様な形態でマッチングを行い、プロフェッショナル人材の誘致に取り組みます。

【地域の可能性を広げるICTの活用】

■「北海道 Society5.0」の推進

- ・「北海道 Society5.0」の実現に向け、官民が連携・協働して取組を推進するための体制の構築を行います。
- ・地域課題の解決のためのIoTの実装や「データの利活用」、「デジタル人材の育成・確保」等の取組を官民連携のもとで推進します。

■地域社会と将来を支える人材の育成

- ・市町村等と連携し、地域住民のICT活用能力の向上を図ります。

■超高速ブロードバンド環境の整備促進

- ・道民のブロードバンド利用環境の向上を図るため、国・市町村や電気通信事業者と連携・協力し、光ファイバなどの超高速ブロードバンド基盤の整備を促進します。

■携帯電話不感地帯の解消

- ・携帯電話の不感地帯の解消を図るため、移動通信信用鉄塔施設の整備を促進します。

■地デジデータ放送による情報提供

- ・災害情報などを提供するため、北海道テレビ放送株式会社（HTB）の協力を得て、地上デジタル放送データ放送（地デジデータ放送）により、災害時の注意喚起や感染症予防等のお知らせ

せを発信します。

■ホームページのユーザビリティ等の向上

- ・誰もが利用しやすいホームページとするため、ユーザビリティ（使い勝手の良さ）やウェブアクセシビリティ（高齢者・障がいがある方の利用しやすさ）の向上を図ります。

■魅力あふれる地域情報の発信

- ・最新の道政情報やイベント情報等を提供するため、メールマガジンを発行します。
- ・道内各地の魅力情報をタイムリーに発信するため、「北海道庁ブログ」により、画像と一緒に柔らかな表現を交え発信します。
- ・動画を通じた情報発信を行うため、「インターネット放送局」により、道政情報や北海道の魅力をわかりやすく発信します。
- ・道政情報や地域の魅力を効果的に発信するため、即時性と情報の拡散性に優れた「北海道庁広報ツイッター」を活用して情報発信します。
- ・若年層や海外層をメインターゲットとしたインスタグラム「北海道ミライノート」により、北海道の新たな魅力を発信します。

■地域医療情報連携ネットワークの構築

- ・医療機関相互の連携や医療と介護の連携を促進するため、ICTを活用し、患者情報を共有するネットワークの構築を支援します。

■災害に強い北海道づくりと道民の安全・安心の確保

- ・災害時においても道民の安全・安心を確保するため、道と市町村等を結ぶ北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）の機能維持、ICT部門の業務継続計画の推進、データセンターの活用や情報システムの標準化・共通化の推進等に取り組めます。

■申請・届出等の電子化の推進

- ・簡素で効率的な電子自治体の実現を図るため、国の電子行政に関する施策の動向を見極めながら、住民の利便性向上に向けて電子化を進めます。

■政策の発信と意見等の募集

- ・道民がICTを活用して、より一層政策形成に関わることを可能とするため、ホームページやブログ、メールマガジン、ツイッター、動画配信などにより、道政や道民の暮らしに関する情報を積極的に提供するとともに、パブリックコメントなどにより、政策形成過程における意見等の募集を行います。

■北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）による共同アウトソーシングの推進

- ・住民サービスの向上や行政の効率化を図るため、電子申請や施設予約などの共同利用型のサービス等について、HARP構想による共同アウトソーシングを推進します。

■市町村の電子自治体化の支援

- ・市町村の電子自治体化の実現に向けた支援体制の充実を図るため、「地域情報化推進会議」の運営などによる情報提供を通じて、市町村との連携や協力を進めます。

■情報通信基盤の安定的運用

- ・業務の簡素・効率化や道民サービスの向上を図るため、総合行政ネットワーク（LGWAN）や道庁行政情報ネットワークなど、各種情報通信基盤の安定的運用を図ります。

■情報システムの最適化

- ・情報セキュリティと利便性の両立などシステムの質を更に高めるとともに、ICTの積極的な活用により道民への行政サービスの向上を図る「情報システム最適化」の取組を進めます。

■情報セキュリティ対策

- ・USBなど外部記録媒体の紛失や標的型攻撃メールによる情報の流出を防ぐため、職場研修の実施により職員の情報セキュリティ意識の向上を図るなど、庁内の情報セキュリティ対策を推進します。

■ソフトウェア資産の管理

- ・庁内で使用するパソコンやソフトウェアなどの資産を適切に運用するため、資産管理台帳への登録精度を向上させ、より水準の高い資産管理を進めます。

■マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の運用

- ・社会保障、税、災害対策分野でのマイナンバーによる情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、行政の効率化や住民の利便性の向上に資するため、マイナンバー制度の円滑な運用に努めます。

■道と市町村の連携の推進

- ・広域分散型の地域構造を持つ本道において、地域の創生等を効果的に推進するため、Web会議ツール等を活用し、一層の情報連携を図ります。

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

【北海道らしい教育の充実】

■子どもが健やかに育つ環境づくり

- ・社会全体で子育て、子育てを支える基盤づくりを進めるため、「北海道子どもの未来づくり審議会」等への子どもの意見反映、子どもの読書活動の推進、食育・木育の推進、多様な学校教育の推進、スクールカウンセラー等の配置、ジョブカフェ北海道等による若者への就職支援などに努めます。
- ・子育てや家庭教育については、それぞれの地域で、全ての保護者が相談や交流を行うことができる体制の充実・強化を図るため、保護者同士の学び合いを促進する人材の育成と、地域の人材を活かした家庭教育を支援する様々な取組の実施に努めます。

■子どもたちの活動拠点づくりの推進

- ・放課後対策の総合的な在り方を検討し、各市町村に対し情報提供を行うとともに、指導員等の資質向上を図るための研修会を実施します。

■学校・家庭・地域の連携による教育支援体制の整備

- ・地域が主体となった教育活動を強化するため、学校・家庭・地域が連携し子どもたちの学びを支えるなど総合的な教育支援体制の整備を図ります。
- ・持続可能な地学協働活動実現に向け、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターに対してコーディネート機能の強化のための研修を実施します。
- ・社会教育主事、社会教育士など、社会教育を担う人材が地域の多様な主体と学校等をつなぎ、連携・協働プロジェクトの創出・推進を支援します。

■地域の協力による学習環境の充実

- ・学習が遅れがちな中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るため、大学生や元教員など地域住民の協力による学習支援を実施します。

■多様な学習機会の提供

- ・道民の多様な学習ニーズに対応するため、産学官が連携した道民カレッジ主催講座や連携講座などの充実に努めます。

■生涯学習推進体制の充実

- ・学んだ成果を地域づくりに生かす実践が進むよう市町村を支援するとともに、学習情報の提供、相談機能などの充実に努めます。

■確かな学力の育成

- ・学校・家庭・地域・行政が一体となって進めてきた授業改善と家庭学習を含めた望ましい生活習慣の確立に向けた取組を、更にその質の向上を図りながら組織的に推進します。
- ・学習内容の確実な定着を図るため、独自に「ほっかいどうチャレンジテスト」を作成し、北海道学力向上Webシステムなどを通じた活用を促します。
- ・市町村教育委員会や学校の学力向上に向けた取組の工夫改善に役立てるため、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、道独自に分析等を行います。
- ・「学力向上推進事業」を展開し、学力調査結果等を活用した検証改善サイクルの確立に向けて管理職が協議する会議や、地域全体で子どもの学力や生活習慣について協議する研修会を実施します。
- ・児童生徒の学力向上のため、異なる学校の教員がチームとして複数の学校の授業改善を図る「授業改善推進チーム活用事業」を実施します。
- ・北海道高等学校「未来を切り拓く資質・能力を育む高校教育推進事業」において、生徒の課題解決能力等を育む探究活動キャンプを開催するほか、生徒の学習内容の定着状況を把握するための学力テスト等を実施します。
- ・高等学校の教員の教科指導力を向上させるため、優れた教科指導力を有する教員等を講師として、授業改善セミナーを開催します。
- ・選抜性の高い大学への進学を目指す道内の生徒を対象に、進路実現に向けた学力の向上と進学意欲の高揚を図るため、アドバンスト学習キャンプを実施します。
- ・支援を必要とする市町村に学校サポーターを派遣し、授業以外での学習の機会を確保します。
- ・学習の定着や学習意欲が十分ではない生徒を支援する学校サポーターを道立高等学校に派遣して、学力の向上を図ります。

■理数教育の充実

- ・科学技術の一層の発展に寄与できる人材育成を目指し、探究的な学習の充実などに取り組んでいるスーパーサイエンスハイスクール指定校における研究の推進及び成果の普及に取り組み、理数教育の充実に努めます。
- ・実験や観察を通じて児童生徒が理科の面白さを感じたり、理科の有用性を認識したりすることができるよう、科学設備展示自動車（サイエンスカー）の活用など、教育環境の整備を図ります。

■環境教育の推進

- ・本道における環境教育の一層の充実を図るため、国の環境教育に係る研究指定校の実践成果の普及を図ります。

■キャリア教育や産業教育の推進

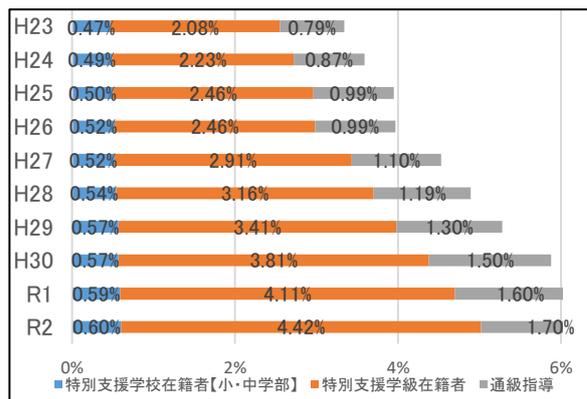
- ・世界とつながり地域社会の発展に貢献するグローバル人材を育成するため、高校生が自ら考え、地域の課題の解決に主体的に取り組む教育活動を通して、キャリア教育や産業教育を推進します。
- ・自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できる力を育成するため、インターンシップなどの体験的な学習活動の推進を図ります。

■特別支援教育の充実

- ・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進や、特別支援学校の教員を小・中学校等に派遣して支援する取組を推進します。
- ・経験の浅い教員が発達の段階や障がいの特性に応じた指導や支援に関する知識・技能を習得するための研修プログラム、「特別支援教育ファーストステッププログラム」の開発等、資料や授業づくりの参考となる指導資料の充実を図ります。
- ・高等学校における特別支援教育の充実を図るため、特別な教育的支援を必要とする生徒の在籍校への特別支援教育支援員の配置を進めます。
- ・特別支援学校高等部への進学者増加に対応するため、可能な限り身近な場所で専門性の高い教育を受ける機会を確保する観点に立ち、本人や保護者のニーズを把握するなど必要な受入体制の整備に努めます。
- ・特別支援学校において、社会のデジタル化に対応するための情報技術の習得による職業的・社会的自立を支援するため、ICT活用能力の育成及び関係の資格取得の促進に向けた「ICT活用能力の育成及び資格取得促進事業」を実施するなど、地域と連携した障がい者の就労促進に努めます。
- ・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育環境を確保するため、学校において安全に医療的ケアを実施する体制の整備を進めます。

〈参考〉北海道における特別支援学校等に在籍する児童生徒数の全体に占める割合の推移（義務教育段階）

〔資料：文部科学省「学校基本調査」、道教委調査から数値抜粋〕



■子どもたちの体力向上

- ・子どもたちの体力・運動能力の向上に向け、体育の授業改善や教員の指導力向上、体力向上に係る実践的な研修等を実施します。
- ・学校、家庭、地域、行政が一体となって児童生徒の運動習慣の定着を図るため、強調月間の取組をはじめ、道内のプロスポーツや企業など、関係機関と連携した取組を実施します。

■食育の推進

- ・学校における食育を推進するため、地場産物を取り入れた学校給食の提供や家庭・地域と連携・協働した食に関する指導などの取組を促進するとともに、栄養教諭を中心とした食育推進体制を整備し、全教職員が食育に取り組むための研修等の充実に努めます。

■幼児教育の充実

- ・幼児教育施設に対して、公私の別や施設類型を超え、幼児教育の質の向上を図るため、北海道幼児教育振興基本方針に基づき、研修機会の確保や助言体制の充実、小学校教育との円滑な接続の促進などの取組を推進します。

■開かれた学校づくりの推進

- ・開かれた学校づくりのため、学校評価の結果公表、学校運営状況の情報提供などの促進に努めます。
- ・実効性のある学校評価の実施を促進するため、優れた実践事例や、学校評価の実施・公表の状況などを情報提供します。
- ・地学協働活動の充実を図るため、優れた実践例を、市町村や学校に情報提供するとともに、地域と学校の連携推進協議会などを実施します。
- ・地域とともにある学校づくりを促進するため、学校と地域の連携・協働等の方策について助言する北海道CSアドバイザーを研修会等へ派遣します。
- ・学校開放講座の開設や、体育館・特別教室など学校施設の開放などの取組を推進します。

■教職員の研修の充実

- ・教職員一人一人の資質向上のため、専門的知識・実践力を養う研修及び新たな課題や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善等に対応した研修の充実と学校における校内研修等の支援に努めます。

■優秀な人材を確保するための教員採用選考検査の検討・改善

- ・人物重視の視点に立った選考を推進するため、選考検査の実施状況等を踏まえ、今後も教員選考方法の充実・改善に努めます。

■学校職員の評価等の実施

- ・学校職員の資質能力の向上及び学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元するため、学校職員人事評価を全ての道立学校及び市町村立小中学校等で実施します。また、優れた実践活動を行う学校職員を表彰します。

■指導の改善が必要な教員への対応

- ・児童生徒に対する指導が不適切である教員を対象に、教員個々の課題・実態に即した研修等を実施し、指導の改善に努めます。

■個性を大切にした教育の推進

- ・きめ細かな質の高い教育の実現のため、小学校第3学年、第4学年及び中学校第1学年における少人数学級編制や、少人数指導、専科指導の実施など、学習指導の改善・充実を図ります。

■教育環境の充実

- ・社会の変化や生徒の多様な学習ニーズなどに対応するため、学校や地域の実情に応じて、総合学科や単位制、中高一貫教育などの多様なタイプの高校づくりや、地域の特性を生かした活力と魅力のある高校づくりに努めます。
- ・小規模な高校でも、大学進学等の多様な進路希望に対応した教科・科目を開設することができるよう、遠隔授業配信センター（T-base）を開設し教育内容の充実を図ります。
- ・子どもたちが情報技術を手段として学習等に活用できるよう、義務教育段階に加え、高等学校段階における1人1台端末環境に向け計画的に取り組むとともに、統合型校務支援システムの普及に努めます。

■ふるさとの自然や歴史、伝統、文化、産業等に関する教育の充実

- ・郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちを育むため、本道の自然や文化、観光、産業などの教育資源を活用した学習や、北方領土やアイヌの人たちの歴史や文化などに関する学習の充実を図ります。

■情報活用能力を育む教育の充実

- ・子どもたちが情報技術を手段として学習等に活用できるよう、各教科等においてパソコン端末等の積極的な活用を促進し、ICTの特性や利点を生かした授業内容の充実を図るとともに、教員のICT活用能力の向上に取り組みます。

■学校における働き方改革の推進

- ・部活動の指導体制の充実と教員の負担を軽減するため、道立学校に部活動指導員を配置するとともに、市町村教育委員会に対し、部活動指導員の効果的な配置の支援を行います。
- ・地域の実情を踏まえた望ましい部活動の在り方を検討するため、休日の部活動の段階的な地域移行、合同部活動等に関する実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努めます。
- ・教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、授業準備等の補助を行うスクール・サポート・スタッフを小・中学校等に配置し、働き方改革を推進します。
- ・全学校において、具体の改善事例を盛り込んだ働き方改革の手引を活用するほか、道教委職員による指導助言や指定校における実践により好事例を普及啓発していきます。
- ・学校現場における深刻な児童生徒間トラブルや学校事故、外部からの過剰な要求などに対応するため、弁護士（スクールロイヤー）による法務相談体制を整備し、学校運営の支援と教職員の業務負担の軽減を図ります。

■道立学校における特色ある教育活動の展開

- ・北海道の次代を担う人材を育成するため、ふるさと納税等を活用し、道立学校の特色ある教育活動や、グローバル人材育成等の充実を図るための取組を支援します。

【グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成】

■英語教育の推進

- ・児童生徒が4技能5領域のバランスのとれた英語力を身に付け、主体的にコミュニケーションを図ることのできる資質・能力を育成するため、小・中学校及び高等学校の系統的な英語教育の指導体制の充実を図ります。

■国際理解・異文化理解教育の充実

- ・外国語（英語）によるコミュニケーション能力を育成するため、外国語指導助手や地域の人材の活用、教材開発により、外国語教育の充実を図るとともに、外国語指導助手による指導の充実を図ります。
- ・関係機関と連携を図り、海外からの訪日教育旅行で来道する学校や団体と生徒同士の交流を行うなど、国際理解教育の充実を図ります。

- ・国の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）」指定校における研究の推進及び成果の普及に取り組み、グローバルな視点をもってコミュニティを支える地域のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ・本道のグローバル人材の育成を図るため、高大連携による「Hokkaido Study Abroad Program」を実施します。
- ・姉妹友好提携地域等との相互理解及び交流を推進し、国際社会に貢献できる人材の育成を図るため、カナダ・アルバータ州及びアメリカ・ハワイ州などとの高校生の交換留学を実施します。
- ・青少年交流の基盤を確立し、国際的な視点・感覚を持ったグローバル人材の育成を推進するため、ICTを活用した海外高校生との交流の推進や、姉妹友好提携地域等との交換留学の拡充に向けた協定の締結などに取り組みます。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への指導の充実を図るため、優れた事例の提供などを通して、市町村教育委員会や学校の取組を支援します。

■世界で活躍できる人材の育成

- ・本道の将来を担う人材の育成を図るため、若者の海外留学や、スポーツ指導者、芸術家、職人を目指して海外で資質向上に取り組む挑戦を、官民連携で設立した「ほっかいどう未来チャレンジ基金」等により支援します。

■高等教育機関の整備・充実

- ・高等教育機会の確保と私立専修学校等の教育の振興を図るため、地域が主体となった大学新設への支援や、様々な分野の専門教育を進める専修学校などへの支援を行います。
- ・地域の活性化に貢献している大学等が今後もその役割を果たせるよう、大学等への財政的支援を国に対して要望します。

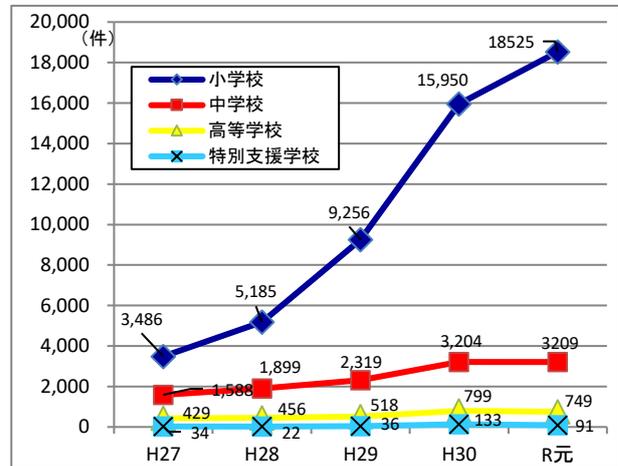
【次代の社会を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり】

■いじめや不登校等への対応

- ・「北海道いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、教職員一人一人が責務を自覚し、学校、家庭、地域、関係機関の連携を深め、実効性のある取組を推進します。
- ・不登校児童生徒への支援の充実を図るための「児童生徒理解・支援シート」の活用促進や、より良い人間関係づくりを推進するため、理解支援ツール「ほっと」の測定結果を踏まえた取組の充実を図るとともに、ICTを活用した学習支援を推進します。
- ・児童生徒の自殺を予防するため、「自殺予防教育プログラム」を活用し、学校の実情に応じた自殺予防教育を充実します。

- ・いじめや不登校等の事案に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充、ICTを活用した「教育カウンセリング」の実施や「子ども相談支援センター」における24時間体制での電話相談の受付等、相談体制の一層の充実を図ります。

〈参考〉いじめの認知件数



〔資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（道内公立学校分）〕

■道徳教育の充実

- ・子どもたちに規範意識や相互に個性や立場を尊重する態度、生命を大切にすることや思いやりの心など豊かな心を育むため、道徳科の指導方法に関する研修会の開催や道徳教育を推進するための教材等の積極的な活用などに取り組みます。

■子どもの読書活動の推進

- ・子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるようにするため、家庭、地域、学校等における読書活動の推進や、学校等における子どもの読書環境の整備・充実への支援に取り組みます。

■「第2次北海道青少年健全育成基本計画」による総合的な取組の推進

- ・「北海道青少年健全育成条例」に基づく「第2次北海道青少年健全育成基本計画」により、次代を担う青少年の心豊かでたくましい成長を促すため、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関などと連携し、健全な環境づくりや青少年活動の促進を総合的に進めます。

■青少年の豊かな人間性を育む環境づくり

- ・青少年健全育成運動を促進するため、各振興局に青少年指導員を配置し、地域における青少年対策を総合的に推進します。
- ・（公財）北海道青少年育成協会への助成を通じ、本道の次代の担い手である青少年を健全に育成するため、健全育成運動並びに多様な体験活動を促進します。

■青少年の自立を促す環境づくり

- ・青少年に次代の担い手としての自立を促し、将来の地域、産業を担う青少年の人づくりのため、道内経済団体等とも連携しながら、「日本の次世代リーダー養成塾」等を活用した取組を行います。

■社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を育む環境づくり

- ・北海道子ども・若者支援地域協議会の活動を通じて、関係部局と連携し、ニート、ひきこもり、経済的困難、不登校や障がいなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を育む環境づくりに向けた取組を行います。

■社会環境の浄化の促進

- ・「北海道青少年健全育成条例」の遵守徹底と有害な社会環境の浄化を図るため、カラオケボックスなどへの立入調査の実施など有害環境浄化活動を推進します。

■青少年の福祉を阻害する行為の防止促進

- ・学校、家庭、事業者、地域の連携の下、青少年を携帯電話・スマートフォンやインターネットの利用による有害情報やトラブルから守る取組を進めます。

(3) 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり

【意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進】

■高齢者の意欲や能力を生かせる地域づくり

- ・生きがいづくりを実践するため、就労や学習、スポーツ、地域活動など社会参加への機会を確保します。
- ・アクティブシニア等が、これまで培ってきた経験や技術を活かし、地域で活躍するとともに、社会的役割を担ってもらう取組を推進します。

■就労への支援

- ・障がいがあっても、本人の希望や障がい特性等に応じて、地域においていきいきと働くことができるよう、農福連携などの展開を図るとともに、社会全体で応援する体制づくりを推進します。

■社会参加への支援

- ・障がいのある方々の生活の質を向上するため、社会生活を行う上で必要な支援を行うとともに、スポーツ・文化活動や生涯学習への参加機会の拡大等に努めます。

【社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり】

■男女平等参画の啓発の推進

- ・男女平等参画社会を推進するため、広く道民の理解と協力が得られるように、インターネットなど多様な媒体を有効に活用した広報、啓発活動を積極的に行います。

■政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・行政の政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、様々な意見を反映させるため、道の審議会等への女性の登用拡大や人材の発掘に努めるとともに、関係機関等への理解と協力が得られるよう働きかけます。

■就労等の場における男女平等の確保

- ・女性労働者の適正な労働条件の確保や女性役員の積極的な登用を企業等に働きかけるほか、再就職を支援するための職業能力開発の充実及びセクシュアル・ハラスメント防止対策等の周知徹底に努めます。

■農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

- ・農林水産業・自営業において、女性の経営参画を進めるため、関係機関等に働きかけるとともに、女性農業者が能力を発揮できるよう、経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定の普及啓発などを進めます。

■男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者となることの多い女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、民間シェルターなど関係機関等との連携を図り、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進や相談対応、被害者の保護自立支援など、切れ目のない支援に努めます。

■相談・支援機能の充実

- ・子育てや介護、就業、配偶者・パートナーからの暴力や性暴力など、女性の様々な相談に対応するため、関係機関等と連携・協力して相談機能や支援体制の充実を図ります。

■女性が活躍できる環境づくりの推進

- ・オール北海道で女性の活躍できる環境づくりを推進するため、幅広い分野横断的な相談・支援対応を行うとともに、女性の多様な社会参画の実例を見て学べるイベント等を開催するなど、女性の活躍の気運醸成を図ります。

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

【北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承】

■アイヌ政策の推進

- ・北海道アイヌ政策推進方策に基づき、これまでの生活向上や文化振興に加え、地域振興や産業振興、観光振興などを含めアイヌ政策を総合的に推進します。
- ・アイヌの歴史・文化への正しい認識と理解を深めてもらうため、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」への誘客促進や、アイヌ文化や歴史に触れる機会の創出に取り組むとともに、「イランカラプテ」キャンペーンなど民間企業や市町村等と連携した普及・啓発事業を実施します。

■アイヌ文化の振興

- ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の指定法人である（公財）アイヌ民族文化財団が実施する事業に助成し、アイヌ文化の振興等を図ります。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開会式などの関連イベントでアイヌ文化が発信されるよう国や関係機関に強く働きかけていくとともに、アイヌ伝統舞踊の披露に向けて、（公社）北海道アイヌ協会が実施する事業に助成します。
- ・国が取りまとめた「アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生に関する基本構想」に基づき、白老、平取、札幌、新ひだか、十勝、釧路地域で事業を推進しており、（公財）アイヌ民族文化財団を通じて、伝承者育成に取り組めます。

■アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生

先住民族であるアイヌの人たちには民族としての帰属意識が脈々と流れており、民族的な誇りや尊厳のもとに、個々人としてあるいは団体を構成し、アイヌ語や伝統文化の保持、継承、研究に努力を重ねています。

アイヌ文化は歴史的遺産として貴重であり、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊かさの証となるものであり、特に自然との関わりの中で育まれた豊かな知恵は、人々が共有すべき財産です。

「アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生」とは、森林、耕地、水辺等において、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木・草木・魚類・動物等の自然素材が採取・捕獲でき、その素材を使って、アイヌ文化の伝承・体験・交流等の活動が行われるような場を再現する取組のことであります。

■「イランカラプテ」キャンペーン

国の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（平成21年7月）において、新たなアイヌ政策を円滑に推進していくためには、アイヌの人たちについて、国民の正しい理解と知識の共有が不可欠であるとされ、国民理解の必要性が提言されました。

「イランカラプテ」キャンペーンは、この提言を受けて、国民理解を促進するための活動、戦略的広報の一つとして国や道などが推進協議会を構成し、民間の企業・団体、個人等の多様な主体の参画を募って実施している普及啓発事業で、アイヌ語の挨拶「イランカラプテ」（こんにちは）を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させ、多くの道民・国民に認知されることを通じて、より多くの方々にアイヌ文化への更なる興味・関心を抱いてもらう取組です。

■北海道遺産を生かしたまちづくり

- ・北海道遺産を活用したまちづくりの取組を進めるため、NPO法人北海道遺産協議会が中心となって行う北海道遺産の普及啓発活動を支援します。

■文化財の調査・保存・活用

- ・貴重な文化財を保護するため、有形・無形文化財、民俗文化財及び史跡・名勝・天然記念物などの調査や保存・活用を推進します。

■文化財に親しむ機会の提供と情報発信

- ・文化財の価値を正しく理解し、地域全体で後世に伝えるため、文化財を公開するなど親しむ機会を提供するとともに、多様な情報の提供を推進します。
- ・民俗芸能の保存団体等に対し、他団体との交流の機会や他県の先進的な取組に触れる機会を提供し、伝承活動の取組を充実させるため「北海道ふるさと民俗芸能伝承事業」を展開します。

■北海道の歴史・文化の発信・保存・継承

- ・北海道博物館を核として、地域の博物館などとも連携し、本道ならではの歴史や文化を発信する取組を推進し、次代に継承します。
- ・埋蔵文化財センターの適切な運営を通じ、本道の歴史や縄文文化への理解を深める機会の充実を図ります。
- ・歴史・文化の発信力強化のため、「北海道開拓の村」の建造物の改修、体験機能の充実や、「オホーツク流水科学センター」における体験型イベントの充実並びに全天周映像上映ホールの効果的な活用に取り組みます。
- ・「北海道デジタルミュージアム」の開設に向け、ホームページ上で収蔵資料を鑑賞する仕組みを構築するなど、道民や観光客が道内の博物館や美術館に興味を持ち、楽しんでもらえるよう、新たな情報発信に取り組めます。

■アイヌ民俗文化財の調査・保存・伝承

- ・有形・無形のアイヌ民俗文化財を後世に伝えていくため、継続して調査に取り組むとともに、保存・伝承活動を推進します。

■北の縄文文化に関する取組

- ・北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録後を見据え「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」に基づき、来訪促進に向けた道内遺跡群の価値の磨き上げや情報発信に取り組まします。

■新たな北海道史の編さん

- ・郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的資料を後世に伝えるため、現代史を中心とした新たな北海道史の編さんを進めます。

【先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開】

■赤れんが庁舎の活用

- ・赤れんが庁舎について、庁舎の適切な保存とともに、歴史文化・観光情報の発信拠点として活用を図り、北海道観光の呼び水とするための改修をするほか、管理運営業務に係る具体的事項の検討を行います。

■北海道みんなの日の取組

- ・7月17日の「北海道みんなの日（愛称：道みんなの日）」や、その制定趣旨を広く道内外へ周知するため、博物館や美術館などの道立施設の無料開放等の関連事業を実施するなど、積極的なPRに取り組まします。

■ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想の推進

- ・平成30年（2018年）12月に策定した「ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想」に基づき、北海道開拓の村に係る活用方針の策定など、野幌森林公園エリア全体の再生に向けた取組を推進します。

【生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興】

■文化に接する機会の充実と地域文化活動の促進

- ・（公財）北海道文化財団が行う事業への補助等を通じ、地域文化活動の促進や芸術文化鑑賞の機会の拡充を図ります。
- ・近隣に美術館がない地域で文化・芸術の鑑賞機会を提供するため、道立美術館の作品を活用した移動美術館・学校での出張アート教室や鑑賞支援ツール（アートカード等）の提供等の事業を展開します。
- ・（公財）北海道文化財団が行う事業への補助等を通じ、舞台芸術活動への道民の参加促進や裾野の拡大、優れた人材の発掘・育成、ネットワー

クづくりや専門的ノウハウの蓄積等に向けた取組を進めます。

■人材の育成と文化交流の促進

- ・（公財）北海道文化財団が行う事業への補助等を通じ、地域の文化活動を推進する指導者を育成するほか、道内外の地域との芸術、音楽、舞踊、演劇等を通じた文化交流等を促進します。

■まんが・アニメなどの新たな文化の発信

- ・著名な漫画家を多く輩出している本道の優位性を活かし、まんが・アニメ等のメディア芸術を活用して北海道の新たな魅力を発信するため、まんがコンテストなどを実施します。

■アートギャラリー北海道の推進

- ・道内各地の美術館等が所蔵する美術品の価値や魅力を発信し、来館者を増やすとともに、地域に賑わいをもたらすことができるよう、約85の美術館等が連携して展覧会、PR活動、イベント等を展開することを通して、「北海道全体がアートの舞台」となることを目指します。

アートでつながる、北海道



ART GALLERY HOKKAIDO

(5) 世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現

【地域スポーツ活動の推進と環境の充実】

■「スポーツ王国北海道」の推進

- ・スポーツの総合的な振興を図るため、「第2期北海道スポーツ推進計画」に基づく取組により、「スポーツ王国北海道」の実現を目指します。

■様々な世代のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・スポーツに係る情報発信や、イベント実施などによる道民のスポーツ参画意識の醸成を図ります。
- ・地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの育成・普及を促進します。

■スポーツでつくる優しい共生社会

- ・障がい者スポーツ等ができる施設整備やバリアフリー化を目指すとともに、関係団体や特別支援学校などとの連携により障がい者のスポーツ機会を創出します。
- ・障がい者スポーツ等に係る指導者、ボランティアの育成を促進します。

【世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成】

■世界に羽ばたく次世代アスリートの発掘・育成

- ・本道出身アスリートが国際大会で活躍できるよう、ジュニア期からの発掘や育成を行うとともに、関係団体と連携し競技力の向上を図ります。

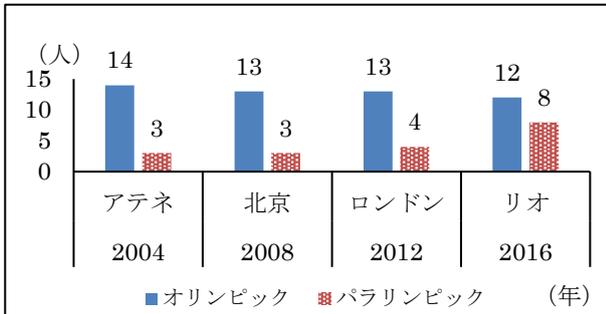
■スポーツによる地域の活性化

- ・スポーツ合宿や大会の誘致を促進するため、本道のスポーツ環境や魅力を発信します。
- ・各種スポーツ大会や合宿の誘致による地域の活性化を図るため、地域におけるスポーツコミッションの設立を促進します。

■東京 2020 オリンピック競技の札幌開催を契機としたチャンスの創出

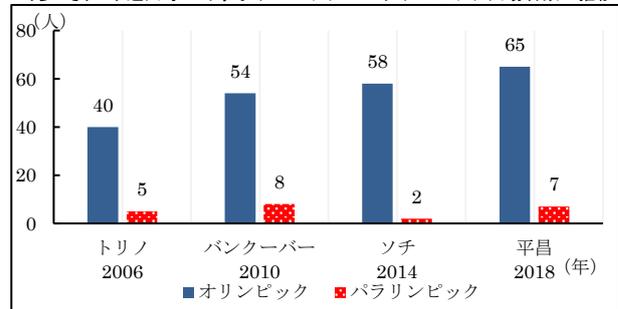
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた気運醸成に取り組むとともに、令和3年(2021年)のマラソン競技等の札幌開催が本道の活性化に繋がるよう、市町村等と連携し、おもてなしや魅力発信などに取り組みます。
- ・大会の安全・安心な運営を確保するため、道内ホストタウンや事前キャンプ地における感染症対策を適切に実施します。

〈参考〉本道出身の夏季オリンピック・パラリンピック出場者数の推移



[資料：北海道環境生活部調べ]

〈参考〉本道出身の冬季オリンピック・パラリンピック出場者数の推移



[資料：北海道環境生活部調べ]

第2期北海道スポーツ推進計画 (平成30年3月策定)

「目指す姿」

基本方針

- ◎北海道らしく、スポーツを「する」「みる」「ささえる」
- ◎スポーツの価値で、北海道に好循環(ひと、もの、げんき)を生み出す
- ◎スポーツで北海道と世界をむすぶ
- ◎東京2020オリパラの好機をつかみ、「その先の、道へ。」つなぐ

5つの柱

スポーツで変わる北海道民

スポーツで変える地域・経済・共生社会

スポーツを通じた人づくり

「どさんこ選手」の国際競技力の向上

東京2020オリパラの開催、札幌冬季オリパラによる北海道レガシーの創出

めざす姿：スポーツ王国北海道の実現 ～「スポーツの風」で未来をひらく～

(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり

【個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり】

■「地域力」の育成・向上に向けた取組の促進

- ・多様な主体が連携して地域の身近な課題を解決する「地域力」の育成・向上のため、研修や情報発信を通じて道民の理解向上や「地域力」の向上に向けた取組を促進します。

■「ほっかいどう応援団会議」を通じた官民連携の推進

- ・本道に想いやゆかりのある企業や個人のネットワークとして結成した「ほっかいどう応援団会議」のポータルサイトやセミナーの開催、オンラインによるマッチングイベントを通じて、道や市町村が応援を求める各種取組を広く発信することで幅広い支援を獲得し、官民連携の推進を図ります。

■振興局が地域と連携して様々な課題に対し機動的に対応

- ・振興局自らが地域と連携・協働の下、地域に根ざした政策を企画・立案し、実施します。

■振興局が市町村とともに進める地域創生の取組

- ・北海道の創生に向け、道の総合戦略の着実な推進とともに、市町村の総合戦略への支援を両輪として推進してきており、市町村の取組に対し、「資金・人・情報」の3つの側面から総合的な支援に取り組みます。

■札幌市との連携による人口減少対策

- ・「北海道と札幌市による人口減少問題対策協議会」を定期的に開催し、道と札幌市の共同プログラムに基づいて、自然減、社会減の両面から担当部局の連携を密にした取組を推進します。
- ・札幌市民を道内市町村の関係人口と捉え、札幌市民と地域を結び付けるとともに、地域課題の解決や地域の活性化の支援に取り組みます。

■「ほっかいどう地域づくりチャレンジャーネットワーク」の形成に向けた取組

- ・道内各地で意欲的にチャレンジしている若者を支援し、業種や地域を越えたネットワークづくりにつなげるため、各地域で交流会を開催し、新たな展開のきっかけづくりや取組のレベルアップによる地域課題解決・特性を生かした地域づくりを推進します。

■地域のきずなづくりの推進

- ・市町村の取組やボランティア活動の実践例などをホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、市町村の地域課題を解決する取組に対し、助言等を行います。

■地方創生の取組における特区制度の活用

- ・地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲等を先行的、モデル的に推進します。
- ・義務付け・枠付けの見直しや地方への事務・権限の移譲が円滑に進むよう、地方分権改革に関する「提案募集方式」を活用し、全国知事会と連携して国への働きかけを行うなど、提案の実現を目指します。

■長期的に行政サービスの維持を図るための広域連携の推進

- ・振興局主導で「広域連携推進検討会議」を開催し、市町村間の連携及び道と市町村の連携による地域課題解決の方向性を検討するとともに、「広域連携前進プラン」に基づく取組を展開します。

【多文化共生と国際交流の推進】

■外国人が暮らしやすい地域づくり

- ・外国人が住み良い環境づくりを促進するため、外国人の生活・就労等に関する相談窓口の運営や、多文化共生に関する研修会などを行います。
- ・災害時における多言語支援の取組を促進し、外国人が安心して暮らせる環境の整備を行います。
- ・道内の外国人材の増加が見込まれる中、道内企業等を対象とした外国人材採用相談会を開催するほか、外国人材の受入環境整備に取り組む地域を支援します。

〈参考〉道内在住外国人数の推移

(単位：人)

国名／年	H27	H28	H29	H30	R 元
中国	9,153	9,138	9,244	9,648	10,633
ベトナム	1,772	3,283	5,236	7,266	9,327
韓国	4,190	4,213	4,354	4,507	4,564
フィリピン	1,409	1,561	1,800	1,991	2,288
台湾	794	1,011	1,185	1,455	1,800
米国	1,129	1,193	1,253	1,303	1,346
オーストラリア	760	892	925	998	1,179
英国	720	799	831	951	991
インドネシア	283	369	514	656	945
ネパール	564	671	703	778	851
ミャンマー	45	217	359	549	796
タイ	483	553	605	665	759
インド	154	221	305	498	717
朝鮮	699	669	645	606	570
ロシア	498	510	523	530	553
その他	3,039	3,569	3,926	4,498	5,166
合計	25,692	28,869	32,408	36,899	42,485

〔資料：法務省「在留外国人統計」(令和元年12月現在)〕

II-4 人・地域

■姉妹友好提携地域との交流の推進

- ・カナダ・アルバータ州、中国・黒竜江省、アメリカ・マサチューセッツ州、ハワイ州、韓国・釜山広域市、慶尚南道、ソウル特別市、済州特別自治道、タイ王国・チェンマイ県、ロシア・サハリン州といった姉妹友好提携地域と、これまでの交流の実績を踏まえ、経済や教育、文化、スポーツなどの幅広い分野において交流を推進します。

〈参考〉道内市町村の姉妹友好都市提携数

(令和2年3月現在)

提携相手先	市	町村	計
アジア	19	3	22
中国	12	0	12
韓国	6	0	6
台湾	0	3	3
フィリピン	1	0	1
北米	24	24	48
アメリカ	15	8	23
カナダ	9	16	25
中南米	0	3	3
欧州	19	14	33
ロシア	15	3	18
(サハリン)	(10)	(3)	(13)
他10カ国	4	11	15
オセアニア	5	6	11
計	67	50	117

〔資料：北海道総合政策部調べ〕

■東アジアをはじめとした世界各地との交流の推進

- ・友好提携地域である黒竜江省をはじめとする中国との交流について、「北海道・中国交流推進連携会議」などを通し、様々な分野での交流に関わる情報の提供・交換を図り、各種団体の交流活動を促進します。
- ・海外移住を通じ交流の歴史がある南米諸国から、海外技術研修員や海外移住者子弟留学生の受入れを行うなどにより、南米移住者への支援や交流を推進します。

〈参考〉北海道の海外拠点

- 北海道 ASEAN 事務所（平成 28 年 1 月 14 日開設）
- 北海道上海事務所（日中経済協会上海事務所北海道経済交流室・平成 23 年 12 月 15 日開設）
- 北海道北京デスク（北京連絡先）（平成 22 年 1 月 14 日開設）
- 北東北三県・北海道ソウル事務所（平成 14 年 11 月 19 日開設）
- 北海道サハリン事務所（平成 13 年 1 月 1 日開設）

■技術研修員の受入れ及び専門家の派遣の促進

- ・ J I C A 北海道（札幌市・帯広市）を拠点に、本道開発の歴史の中で得た技術や知識の蓄積を活かし、農林水産業や土木、住宅、環境、医療など様々な分野において、アジアやアフリカ、中南米、東欧諸国などから技術研修員を受け入

れ、専門家や海外協力隊員等の派遣への協力を行うことにより、開発途上国の国づくりや人づくりに寄与します。

■国際性豊かな人づくり

- ・市町村や教育機関、民間団体と連携しながら、国際交流員や留学生など外国人と道民との交流の実施、地域ボランティアの充実や外国語教育の促進などを行います。

■民間交流組織の充実

- ・総務省から地域国際化協会の認定を受けた（公社）北海道国際交流・協力総合センターを中心に、地域の民間国際交流団体のネットワークづくりを進めていきます。

【北方領土の早期返還と隣接地域の振興】

■北海道の取組

- ・北方領土問題解決のため、国や関係団体等と連携して、返還要求運動、北方四島交流、共同経済活動、元居住者等に対する援護対策、隣接地域振興対策など、諸対策を推進します。

〈参考〉北方領土の概要

(世帯数・人口は、昭和 20 年 8 月 15 日当時の状況)

島名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	納沙布岬からの距離(km)
歯舞群島	852	5,281	94.8	3.7
色丹島	206	1,038	250.6	73.3
国後島	1,327	7,364	1,489.9	16.0(野付半島からの距離)
択捉島	739	3,608	3,167.8	144.5
計	3,124	17,291	5,003.1	

世帯数・人口：令和 3 年 3 月（公社）千島歯舞諸島居住者連盟発表資料による。ここに掲げる人口は、昭和 20 年 8 月 15 日現在において 6 ヶ月以上北方地域に居住していた者の数であり、同日まで 6 ヶ月未満居住していた者及び同日後同地域で出生した者の数は含まない。

面積：国土地理院「令和 3 年全国都道府県市区町村別面積調」による（小数点第 2 位を四捨五入）。

(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

【産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備】

■快適な生活環境の確保

- ・ 汚水処理人口の低い町村部において「全道みな下水道構想Ⅳ」に基づき、下水道や浄化槽など、汚水処理施設の整備を推進します。

■美しい景観のくにつくり

- ・ 自然とのふれあいや北国の冬を楽しむレクリエーション活動の機会を充実するため、都市公園の整備を推進します。

■地域とともに歩み続ける公共建築物の整備

- ・ 道民ニーズの多様化に対応し、道民が利用しやすい公共建築物の整備を進めます。
- ・ 地域材の積極的な活用や、市町村のまちづくり施策との連携など、地域で長く愛され親しまれる公共建築物の整備を進めるとともに、公共工事の品質確保に努めます。

■社会資本の適切な維持管理

- ・ 社会資本の適切な維持管理のため、施設の長寿命化や必要な機能の適正化など、総合的かつ計画的な維持管理・更新を着実に推進し、道民が安全に安心して利用できる社会資本の保全を図ります。

■社会資本の有効活用

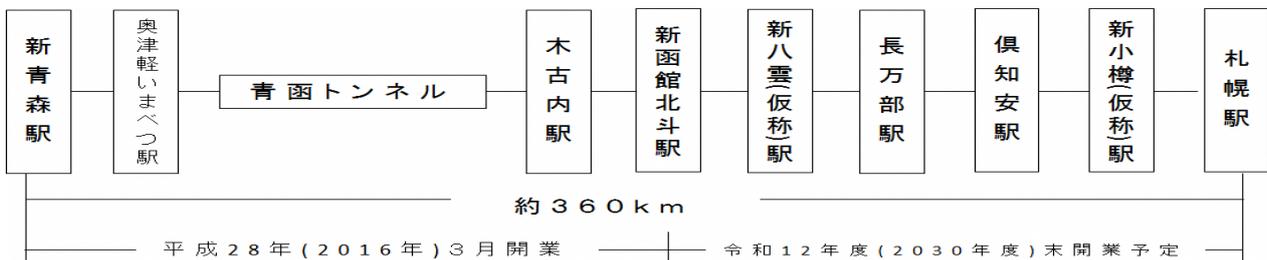
- ・ 社会資本の長寿命化の推進のため、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づく定期的な点検・診断や、施設の適正な修繕・更新等に取り組むとともに、多様なPPP/PFI手法の導入を促進するなど、総合的かつ計画的な維持管理・更新を推進します。

【連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成】

■持続的な鉄道網の確立に向けた取組の推進

- ・ 本道の持続的な鉄道網の確立に向け、JR北海道に対する観光列車等の導入を支援し、生活路線における快適性の向上や鉄道需要の喚起を図ります。
- ・ 北海道鉄道活性化協議会を通じた鉄道の利用促進に向けた取組を展開します。

〈参考〉北海道新幹線駅設置場所



■雪崩・地吹雪対策の実施

- ・ 積雪や吹きだまりにより車両の走行に支障をきたしている箇所において、堆雪幅の確保や防雪柵の設置などの取組を進めます。

■北海道新幹線の建設促進に向けた取組

- ・ 北海道新幹線全線の早期完成に向けて、市町村や経済団体等と連携した取組を展開します。

■新千歳空港の国際拠点空港化

- ・ 運休路線の再開や新たな航空路線の開設に向けた取組を進めます。
- ・ 空港施設機能の整備充実を図るため、滑走路の延長整備、感染症への対応状況に応じたCIQ体制の充実など関係機関への要望等を行います。
- ・ 深夜・早朝時間帯発着枠拡大の効果を最大限に発揮させるため、国や経済界等と連携し利用促進に向けた取組を進めます。

※CIQ体制

税関 (customs)、出入国管理 (immigration)、検疫 (quarantine) の略

〈参考〉新千歳空港の国際線利用状況

(単位：人、便)

	定期便		チャーター便		合計
	利用者数	便数	利用者数	便数	
平成21年	665,685	966	128,816		794,501
22年	817,005	790	127,198		944,203
23年	766,104	545	74,073		840,177
24年	1,034,583	431	44,622		1,079,205
25年	1,219,191	475	51,082		1,270,273
26年	1,450,635	628	92,225		1,542,860
27年	2,046,941	418	56,601		2,103,542
28年	2,513,789	502	66,936		2,580,725
29年	3,241,075	439	48,659		3,289,734
30年	3,676,044	396	48,902		3,724,946
令和元年	3,830,679	289	31,481		3,862,160
2年	631,358	402	625		631,983

〔資料：東京航空局新千歳空港事務所〕

■地方空港の国際化

- ・ 運休路線の再開や新たな航空路線の開設、国際チャーター便運航の促進や感染症への対応状況に応じたCIQ体制の充実など道内地方空港の国際化を図るため、関係市町村等と連携して取組を行います。

■港湾の国際機能強化

- ・道内の主な港湾において、港湾管理者等と連携を図りながら、インフラの機能強化や輸送の充実強化を進めるとともに、国際航路の就航促進に向けた取組を推進します。

■航空ネットワークや空港機能の充実

- ・航空ネットワークの充実を図るため、関係機関と連携して利用促進の取組を進めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大により運休が続いている国際航空定期便の回復のため、コロナ前に就航していた航空便の再開に向けた取組を進めます。
- ・道内空港の機能充実を図るため、関係機関と連携して利用者の利便性の向上に向けた取組を進めます。
- ・航空ネットワークの充実強化や空港の機能強化を図るため、民間委託による道内7空港の一体的運営の取組を進めます。

■港湾機能の充実

- ・港湾管理者等と連携を図りながら、内航輸送の効率化に向けて、海上輸送における安定的かつ効率的な貨物輸送のための施設整備の促進を図るなど港湾機能の充実に向けた取組を進めます。

■円滑な都市圏交通の確保

- ・円滑な都市圏交通の確保を図るため、放射及び環状道路の検討、道路の立体交差化などを進めます。

■地域交通の安定的な確保

- ・住み慣れた地域で生活することができるよう、鉄道やバス、離島航路・航空路など、地域の実情に応じた、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組を進めます。
- ・地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、バス運転手の確保や利用促進など、バス事業者の取組を支援します。
- ・人口減少・少子高齢化が更に進む中、鉄道や乗合バスなど公共交通の運行が厳しい地域での交通手段の確保に向けた検討を行います。
- ・JR北海道から経営分離された道南いさりび鉄道について、沿線自治体と連携して利用促進や経営安定化に向けた取組を進めます。
- ・北海道新幹線の並行在来線となる函館線（函館・小樽間）については、今後の地域交通の在り方も含め、確保方策に関する検討を進めます。
- ・利便性が高くストレスのない移動の実現のため、Ma a Sの普及などシームレス交通の全道展開に向けた取組を進めます。
- ・地域間を結ぶ広域交通と生活圏交通の有機的な連携による交通体系の最適化を図るため、広域での地域公共交通計画の策定に向けた取組を進めます。

■物流ネットワークの強化

- ・道内間・道外間における持続的な物流ネットワーク実現のため、本道における今後の物流の在り方について検討を進めます。
- ・過疎地などの物流を維持するため、輸送事業者や地域と連携した共同輸送など輸送の効率化に向けた取組を進めます。

〈参考〉国際旅客便就航状況（令和2年1月1日時点）
※現在全便運休中（令和3年4月1日現在）

路線	航空会社名	便数	就航年月日
新千歳-ソウル	大韓航空	週14便	H1. 6. 2
	ジンエアー	週4便	H23. 7. 15
	アジアナ航空	週7便	H28. 7. 1
	イースター航空	週4便	H29. 7. 1
新千歳-釜山	ジンエアー	週3便	H29. 12. 25
	エアプサン	週3便	H27. 12. 3
新千歳-北京	中国国際航空	週7便	H19. 4. 18
新千歳-天津	天津航空	週4便	H27. 3. 29
	奥凱航空	週2便	R 1. 11. 23
新千歳-上海	中国東方航空	週9便	H13. 8. 1
	春秋航空	週14便	H26. 10. 26
	上海吉祥航空	週14便	H29. 4. 1
新千歳-杭州	海南航空	週2便	H29. 3. 1
新千歳-南京	中国東方航空	週3便	H29. 3. 26
新千歳-大連	中国南方航空	週3便	H31. 4. 2
新千歳-無錫	深圳航空	週7便	R 1. 11. 1
新千歳-青島	山東航空	週5便	R 1. 11. 29
新千歳-香港	キャセイ・パシフィック航空	週14便	H 2. 10. 28
	香港航空	週9便	H26. 12. 19
新千歳-台北	エバー航空	週14便	H15. 3. 30
	チャイエアライン	週7便	H18. 7. 1
	ピーチ・アビエーション	週7便	H29. 9. 24
新千歳-高雄	チャイエアライン	週5便	H27. 2. 1
新千歳-バンコク	タイ国際航空	週7便	H24. 10. 31
	タイ・エアアジアX	週11便	H30. 4. 11
	ノックスクート	週4便	R 1. 10. 27
新千歳-台北-シカゴ ^{ホー} ル	スクート	週4便	H28. 10. 1
新千歳-シカゴ ^{ホー} ル	スクート	週2便	R29. 11. 3
新千歳-クアラルンプール	エアアジアX	週4便	H27. 10. 2
新千歳-マニラ	フィリピン航空	週3便	H30. 12. 7
新千歳-エジプト ^{ナシオン} スク	オーロラ航空	週5便	H13. 7. 22
新千歳-ウラジ ^{オスト} ク	ウラル航空	週3便	H30. 12. 21
新千歳-ホノルル	ハワイアン航空	週3便	H24. 10. 31
新千歳-ヘルシンキ	フィンエアー	週2便	R 1. 12. 16
新千歳-シドニー	カンタス航空	週3便	R 1. 12. 16
函館-台北	エバー航空	週7便	H24. 10. 28
	タイ ^ア 台湾	週5便	H28. 8. 12
旭川-台北	エバー航空	季節定期便	H25. 6. 1
	タイ ^ア 台湾	週2便	H28. 3. 27

[資料：北海道総合政策部調べ]

■離島における地域交通の確保

- ・離島住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、国や市町村、航路・航空事業者と連携しながら、航路・航空路線の維持・確保に取り組みます。
- ・特定有人国境離島に居住する島民の航路・航空路運賃の低廉化を図るため、国や関係町とともに航路・航空事業者の運賃引下げ経費に対して支援します。

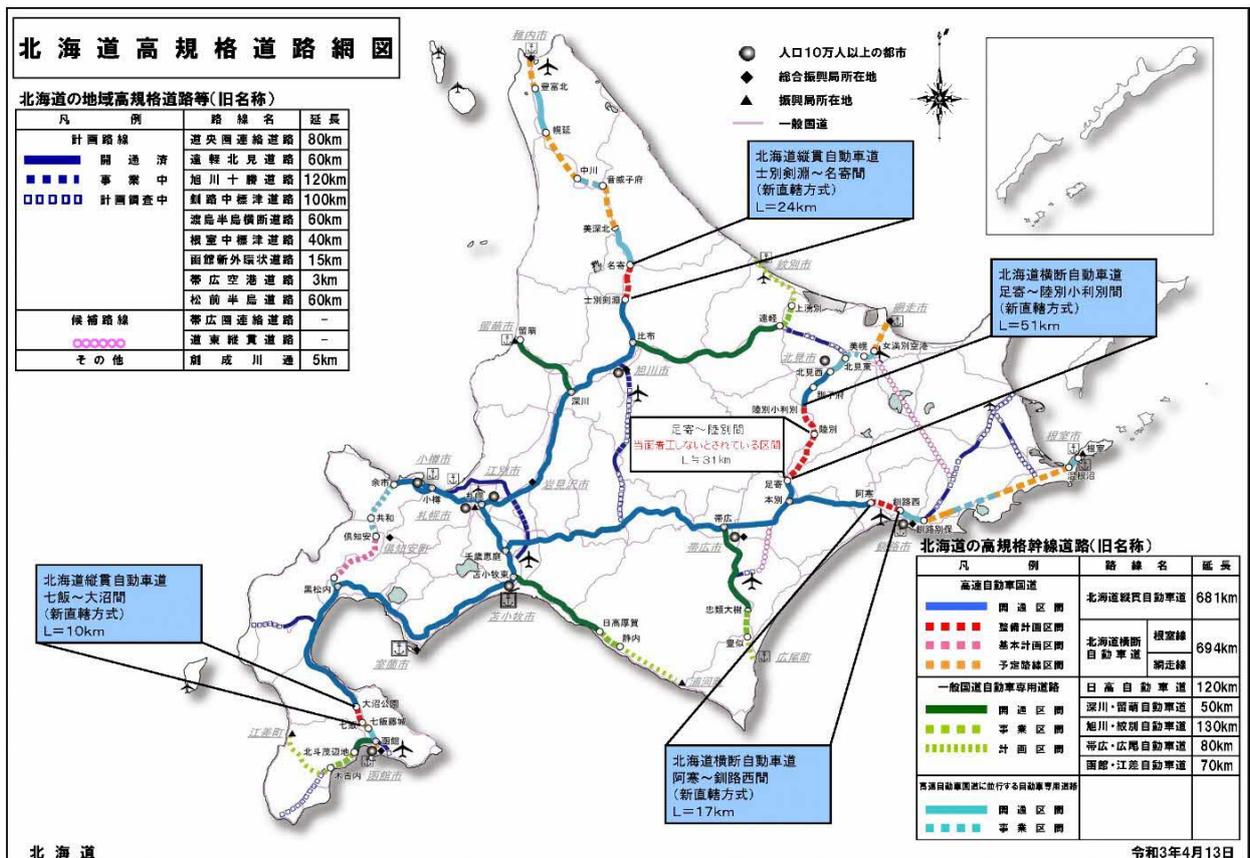
■高規格道路等の整備

- ・道民の生活や経済を支え、圏域間の交流拡大、地域医療の充実を図るとともに、企業進出や観光客の増加等のストック効果を高めるため、高規格道路ネットワークなどの整備を促進します。

- ・地域の活性化や利便性の向上に大きな効果が見込まれる追加インターチェンジの整備を推進するとともに、暫定2車線区間の4車線化や、ワイヤーロープ式防護柵の設置などの整備を促進します。

■バリアフリー化の推進

- ・バリアフリー化を推進するため、交通結節点機能強化や接続する道路網の歩行空間整備及び無電柱化への取組を進めます。
- ・市町村が作成するバリアフリー基本構想に対し、関連施策の紹介や技術的な面からの助言などを行います。



[資料：北海道建設部調べ]

令和3年4月13日現在

区分	区域	総延長 (km)	開通延長		北海道を除く 全国開通状況
			延長(km)	率(%)	
高規格道路	全 国	20,000	集計中	集計中	集計中
	北 海 道	2,368	1,338	56.5	-
		(1,825)	(1,183)	(64.8)	-
高速自動車国道	全 国	11,520	《1,056》	78.7	81.6
	北 海 道	1,375	《0,110》	57.3	-
一般国道自動車専用道路 (本州四国連絡道路含む)	全 国	2,480	1,956	78.9	82.3
	北 海 道	450	285	63.3	-
旧地域高規格道路等	全 国	6,000	集計中	集計中	集計中
	北 海 道	543	155	28.5	-

※(《》書きは、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路の外書きであり、高規格幹線道路の総計には含まれている。

※全国値については、全国高速道路建設協議会の調査数値を使用。

※表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

※()書きは、地域高規格道路を控除した数値。